日常の指導体制

いじめ情報を キャッチ



- ●「いじめ問題対応委員会」を招集する
- 被害生徒の命を徹底して守る
- 指導・見守り体制を整備する (登下校、休み時間、清掃時間、放課後 等)

正確な実態 把握

指導体制 方針

生徒への指導・支援

以降の対応

- 被害生徒の 聴き取りを行い、 現状を把握の 加害生徒への 聴き取りを希望 しない場合は 経過観察を行う。
- 関係生徒から 個別に聴き取り、 記録する。
- 聴き取りをもと に関係教職員と 情報を共有し、 正確に把握する。
- ひとつの事象に とらわれず、 いじめの全体像を 把握する。

- 対応する教職員の 役割分担を考える。
- 指導のねらいを 明確にする。
- 全教職員の共通 理解を図る。
- O 関係機関、教育 委員会との連携を 図る。
- 被害生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- 加害生徒及び、 関係生徒に対して、 「いじめは絶対に 許されない行為だ」 という毅然とした 態度で対応する。

保護者との連携

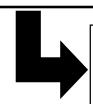
- できる限り直接 会って、具体的な 対策を話し合う。
- 今後の学校との 連携方法を話し 合い、引き続き 協力を求める。

- 継続的に指導や 支援を行う。
- 〇 心の相談室、 カウンセラー等 の活用も含め、 心のケアに あたる。
- 学級経営を はじめ、学年 集会や授業、 部活動等で 「心の教育」の 充実を図る。

把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじめているのか?・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつどこで起こったのか?・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?・・・【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か?・・・・・・・・・【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか?・・・・・【時間】

ネット上でのいじめ発見



書き込みの確認 内容保存 プリントアウト カメラ撮影



管理者への削除依頼 (利用規約を確認し 学校のパソコン等から行う)



削除されない場合

県警本部 サイバー犯罪対策課

生徒には以下の2点について日頃から注意喚起を行っておくこと

- 1 ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行う事はいじめであり、決して許されないことである。
- 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定されることがあり、悪質な場合は犯罪として警察に検挙されることもある。